

種目	品目	性能	対象の障害及び程度			耐用年数	基準額(円)
			身体	知的	難病		
介護・訓練支援用具	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	身体	18歳以上	下肢又は体幹の機能障害若しくは移動機能障害が1級以上の者	5	19,600
			身体	3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害が2級以上の者		
			知的	3歳以上	重度又は最重度の知的障害がある者		
			難病	3歳以上	寝たきりの状態の者		
	特殊寝台	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	身体	18歳以上	下肢又は体幹の機能障害が2級以上の者	8	154,000
			身体	6歳以上 18歳未満	下肢又は体幹の機能障害が2級以上の者で、医師の意見書により当該用具の必要性が認められる者		
			難病	18歳以上	寝たきりの状態の者		
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	身体	6歳以上	下肢又は体幹の機能障害が1級以上の者	5	67,000
			難病	6歳以上	自力で排尿できない者		
	体位変換器	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	身体	6歳以上	下肢又は体幹の機能障害が2級以上の者	5	15,000
			難病	6歳以上	寝たきりの状態の者		
	移動用リフト	床走行式、固定式又は据置式で、介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うもの及び階段昇降機を除く。）。	身体	3歳以上	下肢又は体幹の機能障害が2級以上の者	4	159,000
			難病	3歳以上	下肢又は体幹機能の障害がある者		
	訓練いす	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、障害者等が使用できるもの。	身体	3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹の機能障害が2級以上の者	5	33,100
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を附帯し、障害者等が使用できるもの。	身体	6歳以上 18歳未満	下肢又は体幹の機能障害が2級以上の者	8	159,200	
		難病	6歳以上 18歳未満	下肢又は体幹機能の障害がある者			

種目	品目	性能	対象の障害及び程度			耐用年数	基準額(円)
自立生活支援用具	特殊便器	温水温風を出し得るもの(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	身体	6歳以上	上肢の機能障害が2級以上の者	8	151,200
			難病	6歳以上	上肢機能の障害がある者		
	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの(ただし、住宅改修を伴うものを除く。)	身体	3歳以上	下肢又は体幹の機能障害若しくは移動機能障害がある者	8	90,000
			難病	3歳以上	入浴に介助を要する者		
	移動・移乗支援用具(手すりやスロープ等)	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すりやスロープ等であって障害者等が容易に使用することができるもの(ただし、設置に伴い住宅改修を伴うものを除く。)	身体	3歳以上	平衡機能障害、下肢又は体幹の機能障害若しくは移動機能障害がある者	8	60,000
			難病	3歳以上	平衡機能の障害、下肢又は体幹機能の障害若しくは移動機能の障害がある者		
	電磁調理器	視覚障害者が容易に使用できるもの。	身体	18歳以上	視覚障害が2級以上の者(世帯に1台)	6	41,000
			知的		障害の程度が重度又は最重度の者(世帯に1台)		
	T字状・棒状の杖	一本杖。	身体	3歳以上	平衡機能障害、下肢又は体幹の機能障害若しくは移動機能障害若しくは内部障害がある者で、本用具の使用により歩行機能が補完される者	3	木製 2,266 金属 3,090 *夜光材付は410円増し、 全面夜光材付は1,200円増しとする
			難病	3歳以上	下肢が不自由で移動に介助を要する者		

種目	品目	性能	対象の障害及び程度			耐用年数	基準額(円)
			身体	知的	精神		
自立生活支援用具	頭部保護帽	転倒等の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	身体	—	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能障害がある者で、転倒等により頭部を強打するおそれのある者	3	15,656  37,852 (スポンジ以外にプラスチックを含む。)
			知的	—	転倒等により頭部を強打するおそれのある者で医師意見書により当該用具の必要性が認められる者		
			精神	—			
			難病	—			
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの。	身体	—	障害等級が2級以上の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者（世帯に1台）	8	28,700
			知的	—	障害の程度が重度又は最重度の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（世帯に1台）		
			難病	—	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病等の方（世帯に1台）		
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの。	身体	—	障害等級が2級以上の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者（世帯に1台）	8	15,500
			知的	—	障害の程度が重度又は最重度の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（世帯に1台）		
			難病	—	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病等の方（世帯に1台）		
歩行時間延長信号機用小型送信機	電波を利用して符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの。	身体	6歳以上	視覚障害が2級以上の者	10	7,000	
聴覚障害者用屋内信号装置	音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有するもの。屋内信号灯、目覚まし時計を含む。	身体	—	聴覚障害が2級以上の者	10	87,400	
視覚障害者用誘導装置	音声、振動等により目的物（位置）等の確認が可能と	身体	6歳以上	視覚障害のある者	10	56,000	

種目	品目	性能	対象の障害及び程度			耐用年数	基準額(円)
自立生活支援用具		なるもの。					
	腰掛便座	1. 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 2. 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 3. 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 4. 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用できるものに限る。）。	身体	6歳以上	下肢又は体幹の機能障害がある者	8	81,000
	車椅子用段差昇降機	車椅子に乗ったままの状態 で昇降が可能なもの。	身体	—	常時車椅子を使用する者	10	260,000
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの。	身体	—	(1) 呼吸器機能障害が3級以上の者 (2) 音声・言語又はそしゃく機能若しくは肢体不自由の障害がある者で、医師の意見書により当該用具の必要性が認められる者	5	56,400
			難病	—	呼吸器機能の障害がある者		
	ネブライザー	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの。	身体	—	(1) 呼吸器機能障害が3級以上の者 (2) 音声・言語又はそしゃく機能若しくは肢体不自由の障害がある者で、医師の意見書により当該用具の必要性が認められる者	5	36,000
			難病	—	呼吸器機能の障害がある者		
	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	身体	—	腎臓機能障害が3級以上で透析療法を行う者	5	51,500
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用できるもの。	身体 難病	—	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10	17,000
視覚障害者用体温計	検温結果を、音声により伝える機能を有するもの。	身体	—	視覚障害が2級以上の者（世帯に1台）	5	9,000	

種目	品目	性能	対象の障害及び程度			耐用年数	基準額(円)
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体重計	計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもの。	身体	—	視覚障害が2級以上の者(世帯に1台)	5	18,000
	視覚障害者用音声血圧計	計測結果を音声により伝える機能を有するもの。	身体	—	視覚障害が2級以上の者(世帯に1台)	5	12,000
	正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーターの3品目のうち1品目	災害時の非常用電源として用いることを目的としたもので、介護者が容易に使用することができるもの。	身体 難病	—	在宅で常時人工呼吸器を使用する者	6	100,000
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの。	身体 難病	—	(1) 呼吸器機能障害が3級以上の者 (2) 医師の意見書により当該用具の必要性が認められる者 人工呼吸器の装着が必要な者	5	157,500
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機能を有するもの。	身体	6歳以上	(1) 音声機能又は言語機能の障害がある者 (2) 肢体不自由の障害がある者で、発声・発語に著しい障害がある者	5	98,800
	情報・通信支援用具	自らが所有する情報機器(PC等)の操作するにあたり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やソフトウェア。	身体	6歳以上	視覚障害又は上肢の機能障害が2級以上の者	5	100,000
	点字ディスプレイ	パーソナルコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	身体	—	視覚障害が2級以上の者で、必要と認められる者	6	383,500

種目	品目	性能	対象の障害及び程度			耐用年数	基準額(円)
			身体	—	視覚障害がある者		
情報・意思疎通支援用具	点字器	A標準型：両面書真鍮板製	身体	—	視覚障害がある者	標準型：7	A 10,712
		B標準型：両面書プラスチック製					B 6,798
		C携帯用：片面書アルミニウム製				携帯型：5	C 7,416
		D携帯用：片面書プラスチック製					D 1,699
	点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用できるもの。	身体	—	視覚障害が2級以上の者で、就労又は就学している者若しくは就労が見込まれる者	5	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、デイジー方式による録音並びに当該様式により記録された図書の再生が可能な製品であるもの。	身体	6歳以上	視覚障害が2級以上の者	① 6	①録音再生機 85,000
		②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、デイジー方式により記録された図書の再生が可能な製品であるもの。		6歳以上			② 6
③視覚障害者が容易に使用し得るテープレコーダー。		6歳以上		③ 5			③23,000
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	身体	6歳以上	視覚障害が2級以上の者	6	99,800	

種目	品目	性能	対象の障害及び程度			耐用年数	基準額 (円)
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 ICタグレコーダー（カラーセンサー）	①ICタグその他の集積回路とアンテナを内蔵し物品の持つ識別情報を無線により読み取り、音声データを音声信号に変換して出力する機能を有するもの。 ②カラーセンサーにより対象物の色の判定を行うもの。	身体	6歳以上	視覚障害が2級以上の者	6	60,000
	視覚障害者用 読書器	読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	身体	6歳以上	視覚障害がある者で、本装置により文字等を読むこと又は聞くことが可能になる者	8	198,000
	視覚障害者用 時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体	6歳以上	視覚障害が2級以上の者	10	触読時計： 10,300 音声時計： 13,300
	FAX	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	身体	6歳以上	(1) 聴覚障害がある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 (2) 音声機能又は言語機能の障害がある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5	30,000 (世帯に1台)

種目	品目	性能	対象の障害及び程度			耐用年数	基準額(円)
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚の障害がある者が容易に使用できるもの。	身体	—	聴覚障害がある者	6	88,900
	人工喉頭	笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	身体	—	音声機能又は言語機能の障害がある者で喉頭摘出した者	笛式:4 電動:5	笛式： 5,150 円  電動式： 72,203 円
	点字図書	点字により作成された図書。	身体	6 歳以上	視覚障害がある者		点字図書価格（点字図書発行証明書に記載されている自己負担額(一般図書の購入価格相当額)を除く価格)



種目	品目	性能	対象の障害及び程度			耐用年数	基準額(円)
排泄管理支援用具	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成されたもの。	身体	—	自ら又は介助によっても便器等での排尿が困難な者で、当該用具を必要とする者	1	男性用： 7,931 女性用： 8,755
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費。 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ※腰掛便座の設置に要する費用は対象外。	身体	—	下肢又は体幹の機能障害若しくは移動機能障害が3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢の機能障害が2級以上の者）		200,000 （1棟につき1回限り。）
			難病	—	下肢又は体幹機能の障害がある者		

#### 備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹の機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 「難病」により申請を行う場合には日常生活用具費支給意見書の提出を要する。
- 3 「障害及び程度」の欄に記載のある用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 「身体」は、身体障害者福祉法第15条第4項に規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害がある者として記載のある者とする。
  - (2) 「知的」は、埼玉県療育手帳交付要綱（平成14年7月23日埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者とする。
  - (3) 「精神」は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。
  - (4) 「難病」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に定める疾患を有する者とする。
- 4 修理の基準額は、基準額の欄の半額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。